



【東大阪市版】



集団回収エコだより

発行: 東大阪市再生資源
 集団回収推進協議会
 会長 村田俊明
 事務局: 環境部循環社会推進課
 〒577-8521
 東大阪市荒本北1丁目1番1号
 TEL: 06-4309-3199(直通)
 FAX: 06-4309-3818
 E-mail: junkanshakai@city.higashiosaka.lg.jp
 HP: <http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/>

東大阪市 循環社会推進課 検索

創刊号の発行からずいぶん時間がたってしまいましたが、第2号をお届けします。

今回は、積極的に集団回収に取り組まれている団体さんの活動状況をご紹介します。みなさんも他の団体さんの取組みを参考に、効率的な活動を目指しましょう。



マル得プチ情報

～集団回収業者名簿を作成しました！！～



集団回収取組み紹介

みなさん、集団回収に取り組みながらも、『他の団体さんの活動はどんな様子だろう?』と思ったことはありませんか。

このコーナーでは、実際に団体さんが集団回収に取り組む様子取材し、工夫されているポイントや苦労話を紹介しますので、ぜひ、今後の活動にお役立てください。

～長田西父母の会さんの活動の様子～

今回は、長田西父母の会さんの活動の様子を取材しました。



毎月第2日曜日の午前9時から活動がはじまります。

長田西父母の会さんでは、数台の車で決

られたルートを回りながら回収を行っています。新聞、ダンボールなどの品目ごとに車を分けて積み込むことで、後から選別する手間を省いています。

各ポイントでの回収は、安全に気を付けながらも、みなさんの役割が決まっています、手際の良さに驚きました。

回収量の多いポイントでも、バケツリレー方式でどんどん積み込み、あっという間に全部なくなってしまいました。



回収ルートを回り切るまでは約2時間、回収量が多い時には3時間ほどかかるそうです。今回の活動では新聞5,380キログラムなど、全ての品目を合わせた回収量は8,460キログラムとなりました。

～活動を通して～

集団回収を行う一番のメリットは「会の活動の主たる財源確保ができること」だそうです。また、活動を続けることで、会員相互のコミュニケーションにもつながります。

一方で、東大阪市の集団回収量は少しずつ減少しています。

限りある資源を有効活用し、循環型社会を構築するため、また、地域の活性化にも一役を担う集団回収活動の拡大に、ぜひご協力ください。

7千 得情報

集団回収業者名簿を作成しました！！

新しく集団回収を始める方、集団回収業者の変更を考えている団体の代表者の方にお知らせです。

この度、東大阪市ではより充実した集団回収活動を推進するために、現在集団回収の業者登録を行っている業者の名簿を作成しました。

今後は名簿を参考に業者選定していただくことが可能となりました。もちろん、名簿に掲載されていない業者での集団回収も可能ですので、それぞれの活動に合った業者選定をしてください。

集団回収業者名簿はホームページで閲覧することもできますし、ご連絡いただければ郵送いたします。

ぜひ、ご活用ください。



- ・平成22年度集団回収実績について
- ・奨励金交付申請手続きについて

平成22年度集団回収実績について

～3年連続して、申請団体数が増加しました！～



22年度は、21年度に比べ「古布」「アルミ缶」の回収量がプラスの伸び率となったことからわかるように、一つひとつの品目の回収量に変化がでた一年でした。

近年ごみ全体の排出量が減少し、その影響で古紙類の回収量も減少傾向となっていました。みなさんの活動の成果や、古紙類の買い取り価格も徐々に回復していることもあり、今年度の回収量に反映されたと思います。

今後もさらに回収量増加へ向け、積極的に取り組みましょう。

●平成22年度回収量の対前年度比較

対象品目	平成21年度	平成22年度	伸び率
新聞	9,750 t	9,563 t	△1.9 %
雑誌	2,685 t	2,572 t	△4.2 %
ダンボール	1,867 t	1,846 t	△1.2 %
古布	768 t	779 t	1.5 %
紙パック	197 t	185 t	△6.1 %
アルミ缶	128 t	136 t	6.2 %
リターナブルびん	14 t	13 t	△11.0 %
合計	15,409 t	15,093 t	△2.1 %
申請団体	423 団体	428 団体	

集団回収実施状況調査票の提出をお願いします

新しく引越してこられた方や、今まで古紙類を「ごみ」として排出していた方に対し、積極的に集団回収へ協力していただけるように、各団体さんの集団回収活動状況を市にご報告ください。古紙の出し方について問合せがあった場合、各団体さんのご希望があれば、付近で活動している集団回収団体の紹介などを予定しております。

調査票の提出時期は、新規に団体登録をするとき、代表者が変更したときです。

奨励金交付申請手続きについて

集団回収の奨励金交付時期は**年2回**です。1月から6月までの回収量を7月に、7月から12月の回収量を翌年1月に申請します。

申請時期は事前に市役所から連絡はいたしませんので、必要書類がそろい次第申請してください。なお、**申請書類の様式が平成20年度下期より変更になっています**(回収量単価が6円から5円へ変更され、紙パックが品目追加されています。)ので、古い申請書類は破棄してください。

申請書類が必要な場合は当課へご連絡いただきましたら、郵送します。また、ホームページからもダウンロードできますので、そちらもご活用ください。(ホームページには直接パソコンで入力可能なエクセルのファイルをダウンロードすることができます。)

環境部からのお願い

エコだより創刊号で申請書類などの不備についてお知らせしましたが、まだ多くの不備が見受けられますので、再度手続きをご確認ください。

～活動編～

- 代表者等が変更になった場合は、
「東大阪市再生資源集団回収実施団体登録変更届」(様式第5)
「集団回収実施状況調査票」
を提出してください。
変更届の提出時期は、変更があった時点です。



～申請編～

- 集団回収奨励金交付申請には、
「東大阪市再生資源集団回収奨励金交付申請書」(様式第2)
「集団回収事業実施内訳明細書」(様式第3)
「再生資源集団回収仕切伝票」(市提出用)(様式第4)
が必要になります。

再確認!

申請が遅れる場合などは、必ず当課へご相談ください。

書類の書き方は、次のページをご覧ください。

